

第 865 回 紫波町農業委員会総会議事録

令和 8 年 1 月 20 日開催

紫 波 町 農 業 委 員 会

第 865 回紫波町農業委員会総会 議事録

第 865 回紫波町農業委員会総会は、令和 8 年 1 月 20 日、紫波町役場に招集された。

- 1 開催日時 令和 8 年 1 月 20 日(火)午後 1 時 30 分から 午後 2 時 37 分
- 2 開催場所 紫波町役場 302 会議室
- 3 議事日程
 - 日程第 1 議事録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について
報告第 3 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について
 - 日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について
 - 日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について(議事参与)
 - 日程第 6 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について
 - 日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請について
 - 日程第 8 議案第 5 号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 日程第 9 議案第 6 号 紫波農業振興地域農用地区域の農用地利用計画変更に対する意見の決定について
- 4 出席委員 (9 名)

3 番 大沼仁志 君	4 番 鈴木芳勝 君	5 番 山田 讓 君
7 番 菅川 正 君	8 番 高橋伸夫 君	9 番 横沢一則 君
10 番 佐藤廣志 君	11 番 工藤姫子 君	12 番 岡市充司 君
- 5 欠席委員

1 番 蒲生庄平 君	2 番 若菜千穂 君	6 番 佐藤武士 君
------------	------------	------------
- 6 遅刻委員 な し
- 7 紫波町農業委員会会議規則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により出席した説明員

事務局長	高田 浩一 君
事務局次長	吉田 裕之 君
主任	藤根あけみ 君
主任	横沢三重子 君
主事	村松 滉也 君

○事務局長（高田浩一君）

ただ今から、第 865 回紫波町農業委員会総会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、岡市会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（岡市充司君）

ご苦労様です。今回は、令和8年最初の総会となります。委員の皆様にはあらためまして新年あけましておめでとうございます。今年の冬は予報どおり寒く雪が降り、例年どおり雪のある年末年始となりました。私も今朝5時半に起きて除雪をしてきたところです。あまり降らなければ良いと思います。我々の任命権者である町長の選挙もどうやら無投票となりそうですが、今度は衆議院議員選挙が行われることとなりました。天候は、今年も暑い予報となっておりますが、我々農業者にとっては、穏やかな天候が続いてほしいものだとうばかりであります。

それでは本日の総会審議よろしくをお願いいたします。

○事務局長（高田浩一君）

ありがとうございました。

総会の進行につきましては、紫波町農業委員会会議規則第9条により、会長が議長の任に当たることになってございますので、以後の進行につきましては議長をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

慣例により紫波町農業委員会憲章を朗読いたしますので、委員の皆様はご起立をお願いします。

私が前文を朗読しますので、委員の皆様は各項目についてご唱和をお願いします。
（憲章を唱和）

○議長（岡市充司君）

ただ今の出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。

欠席通告は、1番 蒲生庄平委員、2番 若菜千穂委員、6番 佐藤武士委員であります。

○議長（岡市充司君）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち業務報告を行います。事務局から業務報告を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

業務報告をいたします。議案1ページをお開きください。

（業務報告書朗読）

○議長（岡市充司君）

以上で業務報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（岡市充司君）

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、紫波町農業委員会会議規則第 30 条の 2 の規定により、議長において 4 番 鈴木芳勝委員、5 番 山田譲委員を指名いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日一日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日間と決定いたしました。なお、会期中の審議予定については、お手元に配付いたしましたとおりですので、ご了承願います。

○議長（岡市充司君）

日程第 3 報告に入ります。

紫波町農業委員会会長等の専決に関する規程第 2 条第 1 項の規定により、専決処分した件数が 26 件ありますので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出について

報告第 3 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出について
事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 2 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 18 条の規定による農用地貸借契約の合意解約について 6 件の届出があり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

続きまして 4 ページをご覧ください。報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地の相続等の届出が 19 件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

続きまして 8 ページをご覧ください。報告第 3 号 紫波町農地転用を伴わない用途変更等届出指導要綱による届出が 1 件あり、専決により処理いたしましたのでご報告します。

（議案書朗読）

以上です。

○議長（岡市充司君）

以上で報告を終結いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案は9ページになります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について、ご説明をいたします。

農地法関係調査資料は1ページからになります。併せてご覧ください。

（議案書朗読）

この案件につきましては、1月16日に開催された農地調整小委員会においてご審議いただいております。許可申請に対する許可の決定について、本会のご審議、よろしく申し上げます。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、菅川農地調整小委員長代理より審議の経過について報告願います。

7番委員。

○7番（菅川正君）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の決定について」、農地調整小委員会での審議経過を報告します。

付議番号1番は、譲渡人が譲受人に耕作を依頼していた農地であり、譲渡人は今後とも耕作できないため、農地を売却するものです。譲受人は、農機具一式を所有する認定農業者であり、問題がないと思われます。

付議番号2番の農地は、基盤整備地域に属しており、区画が整備された面積相当分の所有権を移転し、農地の集約を図るものです。譲受人は農機具一式を所有しており、問題がないと思われます。

付議番号3番は、譲渡人が過去に居宅建築をするため取得した農地ですが、譲渡人は県外に定住して、今後も当該地の居宅建築の計画がないため、農地として親戚に譲り渡し、菜園として利用する計画にするものです。譲受人は、現在も草刈りなどの管理を任されており、今後は畑地として、適正な利用がされるものと思われます。

付議番号4番の当該農地は、譲受人の宅地前にあるため、譲受人の要望により取得するものです。以前から譲受人が借り受けて耕作していた農地であるため、問題がないと思われます。

付議番号5番は、組田を解消及び耕作地の利便性を図るため、譲受人の宅地付近にある農地を集約するものです。譲受人は、水稻と果樹を栽培している農家であり、大農機具での一部の作業は地域の生産組合に委託しておりますが、その他の作業は家族の協力があり、耕作管理は問題がないものと思われます。

付議番号6番、7番の農地はどちらも組田解消をするために譲受人が買い受けるものです。いままではどちらの農地も譲受人が耕作していたため、今後も適正な利用がされるものと思われます。

農地調整小委員会では、この案件は農地の最適化を図るものとして、地域との調和要件についても、問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議案件です。

○議長（岡市充司君）

菅川小委員長代理より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 1 号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 5 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について、を議題といたします。本案につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限に ■番 ■■■ 委員 が該当していますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

（■■委員 退席）

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 11 ページになります。議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、1 月 16 日の農地調整小委員会でご審議いただいております。本会のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、菅川農地調整小委員長代理より審議の経過について報告願います。

7 番委員。

○7 番（菅川正君）

議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について」、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

本案は、■■■委員が農地中間管理事業の農地を借受け、賃貸借権を設定する審議です。

当該農地は、従前耕作者が遠方から通作をしており、耕作不便であるため、返却されて耕作者不在となる農地を■■委員が借り受けるものです。当該農地に取水する水源の水量が少ないため、取水できる面積のみ水稻栽培をする計画です。利用権の設定を受ける■■委員は地域の生産組合の役員も担っている農業者であり、今後も良好な耕作管理が期待されるため、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

菅川小委員長代理より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第2号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

■■委員の復席を求めます。

（■■委員復席）

○議長（岡市充司君）

日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案12ページになります。議案第3号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請についてご説明いたします。

（議案書朗読）

本案件につきましては、1月16日の農地調整小委員会でご審議いただいております。本会のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、菅川農地調整小委員長代理より審議の経過について報告願います。

7番委員。

○7番（菅川正君）

議案第3号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請について」、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号1番から9番までが新規案件で、耕作者の高齢化や体調不良、後継者不在の理由により、近隣農地を耕作している農業者への依頼、または認定農業者及び大規模農家、営農組合組織等の規模拡大により集積をするため、問題がないと判断いたしました。

また、付議番号10番以降の農地の借受者は、農業経営基盤強化促進法の相対契約から中間管理事業に移行したもの、または中間管理事業の契約更新をするものであり、これまで同様、良好な耕作管理が期待できるものです。

付議番号1番から13番までの案件は、地域の担い手として営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

菅川小委員長代理より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）作成の要請については、原案に同意することと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 3 号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第 7 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横沢主任。

○主任（横沢三重子君）

議案 17 ページになります。議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請について、ご説明をいたします。農地法関係調査資料は 15 ページになります。

（議案書朗読）

以上の案件につきましては、1 月 16 日の農地調整小委員会でご審議いただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては農地調整小委員会において審議しておりますので、菅川農地調整小委員長代理より審議の経過について報告願います。

7 番委員。

○7 番（菅川正君）

議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請について」、農地調整小委員会での審議経過についてご報告いたします。

付議番号 1 番は、非農家である所有者が相続で取得した農地で、今まで耕作を依頼していた譲受人が買い受けるものです。譲受人は経営面積 7 ヘクタール以上を耕作している認定農業者であり、営農継続性が認められ、地域との調和要件についても問題はないとの意見であり、原案のとおり同意すべきとしたものです。

以上が審議経過です。

○議長（岡市充司君）

菅川小委員長代理より報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第4号 土地利用集積等促進計画（所有権移転）作成の要請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第4号は、原案に同意することと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

日程第8 議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤根主任。

○主任（藤根あけみ君）

議案18ページになります。議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、ご説明をいたします。農地法関係調査資料は16ページでございます。

（議案書朗読）

以上の案件につきましては、1月16日に現地調査を実施しております。当該証明書の可否の決定につきまして、本会のご審議をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

ただいま事務局より説明がありましたとおり、本案につきましては現地調査を実施しておりますので、立会委員より現地調査の結果について報告願います。

9番委員。

○9番（横沢一則君）

議案第2号 農地法の適用外証明願に対する現地調査を1月16日に斉藤秋男推進委員、山田英夫推進委員、事務局長と私の4人で実施してきましたので報告いたします。

付議番号1番は、現地は一部エグネ化しており農地として再生できない状態であるものと見てまいりました。報告は以上です。

○議長（岡市充司君）

現地調査の報告が終わりましたので、これより質疑を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

質疑を終結し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

ここで、説明員交代のため暫時休憩いたします。再開は14時20分とします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時20分

（農政課 入室）

○議長（岡市充司君）

休憩以前にもどり、会議を再開いたします。

○議長（岡市充司君）

日程第9 議案第6号 紫波農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高田事務局長。

○事務局長（高田浩一君）

議案19ページをご覧ください。

ただいま議題となりました紫波農業振興地域整備計画の変更について、町長から農業委員会の意見を求められておりますので、ご審議をお願いします。

なお、本日説明員として農政課の村松主事が出席しておりますので、議案内容について説明をお願いします。

○議長（岡市充司君）

農政課、村松主事。

○農政課主事（村松滉也君）

議案第6号 紫波農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について、ご説明いたします。

（議案書別添資料により、概要説明、案件について一般住宅建設及び町が所有する現況農地以外の土地を除外することの説明）

○議長（岡市充司君）

農政課の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

○8番（高橋伸夫君）

農振除外一覧表の案件1の地番は385であるが、図面は386となっており、一覧表と図面が相違するが、どちらが正しいのでしょうか。

○農政課主事（村松滉也君）

失礼いたしました。一覧表の386番が正しく、図面表示は誤りです。訂正をお願いいたします。

○議長（岡市充司君）

他にございませんか。なければ、私からも質問があります。農振地域内でも山林であれば、所有者が求めればすぐに除外が認められるものなのではないでしょうか。5年に1回の定

期除外以外でも良いのでしょうか。

○農政課主事（村松滉也君）

年に2回の随時除外がありますので、そこで対応することが出来ます。

○9 番（横沢一則君）

農振除外した後に将来の利用計画はあるのでしょうか。

○農政課主事（村松滉也君）

特にありません。

○10 番（佐藤廣志君）

今回の案件の近傍に太陽光発電設備があるので、同じように利用するものかと思い、利用計画があるか聞いたところです。

○議長（岡市充司君）

今回の案件は、農用地でないため除外しようとするものです。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

質疑を終結し、採決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

議案第6 紫波農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定については、変更案に異議なしと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岡市充司君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第6号の意見については、変更案に異議なしと決定いたしました。

○議長（岡市充司君）

以上、本日予定しておりました日程のすべてを終了いたしました。

これをもちまして、第865回紫波町農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時37分 閉 会

紫波町農業委員会会議規則第 30 条第 2 項の規定により署名する。

紫波町農業委員会 会長

紫波町農業委員会 委員

紫波町農業委員会 委員